令和７年第１回上富田町議会定例会会議録

（第１日）

○開会期日　　令和７年３月４日午前８時５７分

○会議の場所　　**上富田町議会議事堂**

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（１２名）

１番	井　渓　港　斗	２番	栗　田　八　郎
３番	平　田　美　穂	４番	松　井　孝　恵
５番	山　本　哲　也	６番	正　垣　耕　平
７番	家根谷　美智子	８番	中　井　照　恵
９番	吉　本　和　広	１０番	谷　端　　清
１１番	樫　木　正　行	１２番	大　石　哲　雄

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	樫　山　裕　子	主　　幹	山　根　　愛

○地方自治法第１２１条による出席者は次のとおり

町　　長	奥　田　　誠	副　町　長	山　本　敏　章
教　育　長	宮　内　一　裕	会計管理者（会計課長）	笠　松　昭　宏
総務課長	十　河　貴　子	総務課副課長	目　良　大　敏
振興課長	平　尾　好　孝	振興課副課長	山　根　康　生
税務課長	芝　　健　治	税務課副課長	小　倉　一　仁
住民課長	三　浦　　誠	住民課副課長	笠　松　由　希
福祉課長	木　村　陽　子	福祉課副課長	平　岩　　晃
福祉課副課長	坂　本　真理子	長寿課長	宮　本　真　里
建設課長	谷　本　和　久	建設課副課長	樫　本　貴　寿

上下水道課長	谷本　誠	上下水道課副課長	陸平将史
教育委員会事務局長	瀬田和哉	教育委員会事務局副局長	吉田忠弘
教育委員会事務局学校給食センター所長	芦口正史		

○本日の会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員の指名について

日程第　２　会期の決定について

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　報告第　１号　上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第　５　報告第　２号　損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

日程第　６　報告第　３号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　７　議案第１２号　上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　８　議案第１３号　職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　９　議案第１４号　上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第１０　議案第１５号　上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第１１　議案第１６号　上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例

日程第１２　議案第１７号　上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第１３　議案第１８号　さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例

日程第１４　議案第１９号　上富田町水源かん養基金条例を廃止する条例

日程第１５　議案第２０号　上富田町農業振興地域整備促進協議会条例を廃止する条例

日程第１６　議案第２１号　上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第１７　議案第２２号　上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部

を改正する条例

日程第１８　議案第２３号　上富田町河川環境整備基金条例を廃止する条例

日程第１９　議案第２４号　上富田町花いっぱい基金条例を廃止する条例

日程第２０　議案第２５号　上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

日程第２１　議案第２６号　上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第２２　議案第２７号　令和６年度上富田町一般会計補正予算（第７号）

日程第２３　議案第２８号　令和６年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号）

日程第２４　議案第２９号　令和６年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第３号）

日程第２５　議案第３０号　令和６年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第４号）

日程第２６　議案第３１号　令和６年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第１号）

日程第２７　議案第３２号　令和７年度上富田町一般会計予算

日程第２８　議案第３３号　令和７年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算

日程第２９　議案第３４号　令和７年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算

日程第３０　議案第３５号　令和７年度上富田町特別会計介護保険予算

日程第３１　議案第３６号　令和７年度上富田町特別会計宅地造成事業予算

日程第３２　議案第３７号　令和７年度上富田町特別会計奨学事業予算

日程第３３　議案第３８号　令和７年度上富田町特別会計朝来財産区予算

日程第３４　議案第３９号　令和７年度上富田町水道事業会計予算

日程第３５　議案第４０号　令和７年度上富田町下水道事業会計予算

日程第３６　議案第４１号　町道路線の変更について

△開　　会　　午前８時５７分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

令和７年第１回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和７年第１回上富田町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより本日の会議を開きます。

△日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（松井孝恵）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、議長において９番、吉本和広君、１０番、谷端清君を指名いたします。

△日程第２　会期の決定

○議長（松井孝恵）

日程第２　会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月２５日までの２２日間にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、会期は２２日間に決しました。

△日程第３　諸般の報告

○議長（松井孝恵）

日程第３　諸般の報告をさせます。

事務局長、樫山裕子君。

○事務局長（樫山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和６年１２月定例会以降の議員活動並びに地方自治法第１２１条の規定により出席要求した３月定例会の説明員においては、お手元に配付しています。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りにつきましては、本日３月４日午後３時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（松井孝恵）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田　誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和７年第１回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、本定例会に提出し、ご審議をお願いします議案につきましては、専決処分の報告３件、条例の一部改正１１件、条例の廃止４件、令和６年度一般会計・特別会計補正予算５件、令和７年度一般会計・特別会計予算９件、町道路線の変更について１件の合計３３件であります。

なお、追加議案として、条例の一部改正１件、人事案件２件を本定例会に提出させていただきます。

今回、議案を提出するに当たり基金について整理を行い、目的を達成した基金については廃止を、議案第１８号、さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例案では、管理運用するための基金として、新たに子育て夢基金を設置することとしています。

子育て夢基金につきましては、寄付者が希望される使途のうち、子供たちの健全な育成と安全なまちづくりに資する事業を希望された寄付金を積み立て、令和７年度から無償化の対象年齢を拡充する子ども医療費など、妊産婦や乳幼児、小中学生への支援に活用していくよう運用してまいります。昨今、国の子育て施策の充実により、保護者ニーズや子供への支援の必要性が高まっており、制度の拡充や環境の整備が必要となっております。

上富田町におきましても、今後さらなる支援の充実を図るため、必要な財源を確保し、

未来を託す子供たちが輝くまちづくりの実現に向け施策を進めてまいりますので、何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

次に、議案第２７号、令和６年度上富田町一般会計補正予算（第７号）案から議案第３１号、令和６年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第１号）案までの５議案につきましては、事業費の見直し補正を行っています。

次に、議案第３２号、令和７年度上富田町一般会計予算案から議案第４０号、令和７年度上富田町下水道事業会計予算案までの９議案につきましては、予算審査特別委員会においてご審査をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、議案第３２号、令和７年度一般会計予算案について、概略を説明させていただきます。

令和７年度の一般会計当初予算は、前年度当初予算比で１２億９，４００万円増の９１億３，６００万円でございます。当初予算案としましては、過去最高額だった昨年度を更新しています。

令和７年度の予算編成方針としては、第５次上富田町総合計画及び第２次上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、「安全・安心なまちづくり」、「子育て支援」、「学校教育」を重点項目とし、予算編成を行っております。

重点項目の主な事業について説明いたします。

まず、「安全・安心なまちづくり」として、役場本庁舎及び大谷総合センターの改修を計画しています。本庁舎では、新規にエレベーター、多目的トイレ、授乳室を設置、既存のトイレを洋式化し、バリアフリー対応や来庁者の利便性の向上を図ります。

また、大谷総合センターについては、耐震補強工事と老朽化した設備等を改修いたします。大谷総合センターは、海抜２１．４メートルに位置しており、土砂災害、洪水ハザードマップにおける浸水想定区域外であり、土砂災害警戒区域等にも該当していないことから、災害発生時には大いに活用が見込まれる施設でございます。今回の改修により、水害のみならず、地震発生時にも活用が見込まれる施設となり、災害対策、防災力の強化につながるものと考えております。

次に、「子育て支援」では、子ども医療費について無償化の対象年齢を１８歳になる年の年度末まで拡充します。

はるかぜ保育所については、現状の駐車場不足の解消と将来における保育室の増設などを見込み、令和７年度では駐車場の整備を計画しています。

次に、「学校教育」では、２０２７年に蛍光灯の製造が禁止となることから、町内の小学校及び上富田中学校の校舎の照明をＬＥＤ灯に改修します。学校給食の無償化については、県の補助制度を活用し、引き続き令和７年度も実施します。

最後に、職員体制について報告いたします。

令和７年４月、新規採用職員５名と任期付職員１名を採用し、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に引き続き職員１名を派遣いたします。

また、出向期間終了に伴い１名が和歌山県警察本部へ帰任いたしますが、警察本部には引き続き１名の出向を要請しております。

令和６年度の退職予定者は４名となっており、職員数は、令和６年４月現在で１３２名、令和７年４月現在では１３４名となります。職員数は２名の増加となりますが、育児休業等を取得している職員もおりますので、全体で不足する部署については、会計年度任用職員を採用することで対応していきたいと考えております。令和７年４月現在の会計年度任用職員数は約１１０名となる予定でございます。

今後とも、継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と住民サービスの向上に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、ご理解と変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

以上です。

△日程第４　報告第１号

○議長（松井孝恵）

これより、日程第４　報告第１号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

総務課課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

報告第１号につきましては、町長の専決事項について第３項の規定により、専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

報告第１号、専決処分の報告について。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

記。

専決第１号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第１号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年１月２４日専決、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例における引用項番号の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。３ページでございます。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を、次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

附則。

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

参考資料としまして、次の４ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

５ページをお願いいたします。

１、改正の趣旨でございます。

令和６年６月７日に、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布され、カード代替電磁的記録が定義されたことに伴い、項番号が繰り下がり、条例の規定する項番号にも変更が生じたため、条文中の項番号を改正する

ものでございます。

２、改正の内容、３、施行期日は、先ほどの説明のとおりでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

説明が終わりました。

これより、報告第１号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

９番、吉本和広君。

○９番（吉本和広）

改正の趣旨説明があったんですが、カード代替電磁記録の定義がなされたことに伴いと説明されたんですけれども、この改正はマイナンバーカードをスマホに取り込み、そのスマホに取り込んだものを顔認証や指紋認証で、マイナンバーカードなしでスマホのみで活用することができるという内容なのでしょうか。どのような改正なのでしょうか。

○議長（松井孝恵）

住民課副課長、笠松由希君。

○住民課副課長（笠松由希）

質疑にお答えいたします。

このカード代替電磁的記録が定義されたというふうに、ここの改正の趣旨のほうにはされております。こちらにつきましては、マイナンバーカード機能をスマートフォンへ搭載することが法律の中で明確に定められたということになっております。カードを持ち歩かなくても、携帯のところにカードの情報を入れているというふうになります。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

商品不足等で返金のために相手からＺｏｏｍでの対応を言われて、Ｚｏｏｍ中に顔認証につながれて、知らないうちに相手に自分のカードからお金が振り込まれる詐欺が町内でも起こっています。多数、全国でも今起こっているんですけれども、そういう情報漏えいの危険は高まらないのでしょうか。

○議長（松井孝恵）

吉本議員、条項ずれの条例の中の内容については、ここで職員に聞くというか、ご自分でも勉強されたことで必要やと思うんやけれども、それを今ここで質問というのはどうですか。

○９番（吉本和広）

私も、そうかもしれないけれども、一応聞く自由はあるので聞いてみたということです。

○議長（松井孝恵）

そこまでお分かりであれば、答えられる範囲で答えるとこありますか。もうそれは答えられませんか。

暫時休憩します。

休憩　午前　９時１５分

再開　午前　９時１６分

○議長（松井孝恵）

再開します。

吉本議員、これは項ずれのあれなんで、答えられるとこはあるかも分かりませんけれども、今ここで職員としては答えにくいということなんで、この件、これでよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

本件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告を終了いたします。

△日程第５　報告第２号

○議長（松井孝恵）

次に、日程第５　報告第２号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

税務課長、芝健治君。

○税務課長（芝　健治）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第２号についてご説明いたします。

６ページをお願いいたします。

報告第２号、専決処分の報告について。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

記。

専決第２号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第２号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

１、和解の相手方は、記載のとおりであります。

２、事件の概要です。

令和６年１１月１１日午後１時４５分頃、和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台１８０５番１２２７付近の町道南紀ノ台７号線にて、税務課職員の運転する車両が北側から南側に十字路の交差点に進入したところ、西側から走行してきた相手方従業員が運転する車両と接触し相手方の車両を損傷した。

３、和解の内容です。

（１）町は、本件に伴う損害賠償として一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により、保険会社から３万２，６２２円を修理業者に支払う。

（２）相手方と町の間に、本件について、（１）に掲げる損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和７年１月２７日専決、上富田町長奥田誠。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

説明が終わりました。

これより、報告第２号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

本件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報

告を終了いたします。

△日程第６　報告第３号

○議長（松井孝恵）

これより、日程第６　報告第３号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

よろしくお願いいたします。

それでは、報告第３号について説明させていただきます。

専決処分の報告について。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

記。

専決第３号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第３号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年２月１０日専決、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例における引用条項の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第２０条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附則。

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

参考資料として、次の１１ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しを

お願いいたします。

１２ページの一部改正の要旨で説明をさせていただきます。

１、改正の趣旨。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、地方公務員の介護時間について規定する条項が変更されたことに伴い、本条例の部分休業の承認に関する規定中、法を引用する条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、第２０条中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改めるものでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

説明が終わりました。

これより、報告第３号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

９番、吉本和広君。

○９番（吉本和広）

すみません、第２０条中の第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項というのはどういうもので、第６１条の２項の第２０項というのはどういうものなのか、説明していただけますか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

ただいまのご質疑にお答えをいたします。

まず、第２０条中第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項についてございますが、現行でいきますと、第３２項では地方公務員の一般職員について同条第２９項の行政執行法人の職員についての規定を読み替えて準用することとしております。今回の改正で、第６１条の２、第２０項に地方公共団体の職員についての規定が定められております。これに伴い、引用条項番号の改正を行うものでございまして、内容といたしましては、任命権者等の承認を受けて、要介護家族の介護のため、１日の勤務時間のうち一部につき勤務しないことができるという内容になっておりまして、引用条項が変わりましても内容については変わりがございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

すいません。その説明では、私だけが分からないのかもしれないんですけれども、ちょっと分かりにくくて、もう少し分かりやすく説明はしていただけないのかというのと、それと、この地方公共団体の職員というのは、一般職は当然入ると思うんですが、会計年度任用職員の、フルタイムじゃないと入らないというのは分かるんですが、これ読んでいると。フルタイムは町にはいないと思うんですけれど、今のところ、今後、置かれる可能性もあるんですけれども、フルタイムの会計年度任用職員は対象になるのか、教えていただけますか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

フルタイムの会計年度任用職員が含まれるかというところについては、申し訳ございません、今確認ができておりませんので、答弁をここでは差し控えるというか、申し上げられません。申し訳ございません。

○議長（松井孝恵）

内容については、条項ずれを直して、内容は変わらないということなんで、この質疑はこれでよろしいですか。

吉本君。

○９番（吉本和広）

後日、また教えていただければと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

そのようにしてください。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

本件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

△日程第７　議案第１２号～日程第３６　議案第４１号

○議長（松井孝恵）

次に、日程第７　議案第１２号、上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から日程第３６　議案第４１号、町道路線の変更についてまで、３０件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第１２号から議案第１６号につきまして説明させていただきます。

１３ページをお願いいたします。

議案第１２号、上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、このページから１７ページまでが改正案文でございます。

参考資料としまして、１８ページから２２ページに新旧対照表を添付してございます。２３ページの参考資料、一部改正の要旨で説明をさせていただきますので、２３ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児・介護の両立支援を拡充するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。

１、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務。

未就学児等を養育する職員及び要介護者の介護を行う職員について、１日の勤務時間の長さを変えることなく、始業及び終業時刻を、あらかじめ定められたパターンの中から選択することを可能としてございます。

２、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限。

未就学児を養育する職員及び要介護者の介護を行う職員について、深夜勤務及び時間外勤務の免除、制限を可能としてございます。

３、仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等。

仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認や早期の情報提供、職場環境の整備等について定めております。

施行期日は、令和７年４月１日から施行するとしてございます。

次のページをお願いいたします。

議案第１３号でございます。職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、３８ページまでが改正案文となってございます。

３９ページから６１ページまでが参考資料の新旧対照表となっております。

６１ページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部改正の要旨。

改正の趣旨としまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容としまして、

１、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を１人につき１万３，０００円に引上げを行います。２年かけて実施することとしております。

２、１か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度額を１５万円とする。

３、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大。現在、午前０時から午前５時までが対象でしたが、これを午後１０時から翌日午前５時と拡大をしております。

４、単身赴任手当の支給対象者が配偶者が居住するための住宅を借り受けた場合に、住居手当の支給ができるよう規定しております。

５、派遣等により地域手当の対象となる地域に在勤する場合に、手当を支給できるよう地域手当を新設。新しくつくっております。

６、派遣等により単身赴任となった場合に手当を支給できるよう、単身赴任手当を新設。こちらも新しくしております。

７、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当の支給を可能としております。

８、国家公務員の行政職俸給表（一）の改定に準じて、給料表を改正本文の「別表第１」のとおり改定しております。

９、等級別基準職務表に「管理栄養士」及び「専門員」を新たに規定しております。

施行期日は、令和７年４月１日から施行するとしてございます。

次のページをお願いいたします。

議案第１４号、上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「３５年以上」区分を追加するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正。

上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。退職報償金支給額表、一番右のところに３５年以上が追加されております。

附則。

施行期日。この条例は、令和７年４月１日から施行する。

経過措置としまして、この条例による改正後の上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるとしてございます。

参考資料、６４ページに新旧対照表を添付してございます。

６５ページの改正の要旨につきましては、今説明をさせていただきましたとおりでございます。

６６ページをお願いいたします。

議案第１５号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

６７ページをお願いいたします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

以下が改正案文でございます。

参考資料としまして、６９ページから７１ページに新旧対照表を添付してございます。

７２ページの一部改正の要旨で説明をさせていただきます。

７２ページをお願いいたします。

改正の趣旨。

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、上富田町非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額等について改定を行います。

改正の内容としましては、１、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定でございます。記載の表のとおりとなります。括弧書きの中は、現行の補償基礎額となっております。

２、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を９，１００円から９，７００円に、最高額を１万４，２００円から１万４，５００円に引き上げる。

３、扶養に係る補償基礎額の加算額を、表に記載のとおり改定をいたします。

施行期日につきまして、恐れ入りますが６７ページのほうにお戻りいただきまして、６７ページで説明をさせていただきます。

附則としまして、施行期日。

１、この条例は、令和７年４月１日から施行する。

経過措置としまして、この条例による改正後の上富田町消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事

由の生じた上富田町消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるとしてございます。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第１６号についてご説明いたします。

議案第１６号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例。

上富田町共同作業場設置条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

共同作業場を普通財産へと移行するため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町共同作業場設置条例の一部改正。

上富田町共同作業場設置条例の一部を次のように改正する。

第２条中「名称　上富田町立生花共同作業場」、「位置　上富田町朝来字樫の木３９６３番地の５」、「名称　上富田町立環境衛生共同作業場」及び「位置　上富田町朝来字小黒水３１８２番地の１４」を削る。

附則。

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

次のページをお願いいたします。

次のページは、参考資料としまして新旧対照表を添付しておりますので、こちらにつきましてはお目通しいただきますようお願いいたします。

次のページの改正の要旨をお願いいたします。

１、改正の趣旨。

（大型）共同作業場については、当初の設置目的について一定の成果を果たしてきているとの認識の下、管理運営を担っている事業者と払下げ等の協議を進めている。今回、

払下げに同意のあった共同作業場について払下げを実施するに当たり、普通財産へと移行する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、上富田町立生花共同作業場、上富田町立環境衛生共同作業場、この２つの施設について記載を削るものでございます。

補足といたしまして、上富田町立環境衛生共同作業場につきましては、有償譲渡による払下げを、上富田町立生花共同作業場につきましては、当初有償譲渡により同意を得ておりましたが、その後ですが、町が修繕すべき箇所が出てきたため、再度協議を実施し、修繕に要する費用については事業主によるご負担をいただく代わりに、当初同意を得ていた有償譲渡につきましては無償譲渡に変更することとして同意を得ております。

３、施行期日につきましては、令和７年４月１日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

税務課長、芝健治君。

○税務課長（芝　健治）

よろしくお願いいたします。

議案第１７号についてご説明いたします。

７７ページをお願いいたします。

議案第１７号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

改正の理由としましては、県統一に向け段階的に賦課割合を変動させる必要があること。また、健全で安定した国民健康保険事業運営を図るため、本案を提出するものであります。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正案文でございます。

また、８０ページから８８ページまでは、参考資料として新旧対照表を添付していますので、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、８９ページの要旨で説明をいたします。

８９ページをお願いいたします。

まず、１、改正の趣旨につきましては、令和１２年度の県統一に向け、段階的に賦課

割合を変動させる必要があります。また、健全で安定した国民健康保険事業運営を図るため、本条例を改正するものであります。

２、改正の内容につきましては、医療保険分は所得割の税率を「１００分の７．２」を「１００分の８．０」に、被保険者均等割は「２万６，２００円」を「３万７００円」に、世帯別平等割「３万円」を「３万２，１００円」に。

続いて、後期高齢者支援金分につきましては、所得割は「１００分の２．５」は改正ございません。被保険者均等割は「８，８００円」を「９，９００円」に、世帯別平等割「１万８００円」を「９，７００円」に。

また、介護保険分につきましては、所得割の税率を「１００分の２．０」を「１００分の１．９」に、被保険者均等割「１万円」を「１万８００円」に、世帯別平等割「９，０００円」を「７，８００円」に改正するものであります。

３、施行期日につきましては、令和７年４月１日から施行するものでございます。

以上、ご承認賜りますよう、何とぞどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（松井孝恵）

振興課長、平尾好孝君。

○振興課長（平尾好孝）

私のほうからは、議案第１８号をご説明させていただきます。

９０ページをお願いします。

議案第１８号、さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例。

さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

本条例第２条第２号に規定する「子どもたちの健全な育成と安心安全なまちづくりに資する事業」に充てるための寄付金を新たに設置する「子育て夢基金」として活用するため、本案を提出いたします。

次のページをお願いします。

さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例（案）。

さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部改正。

さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を次のように改正する。

第３条中「さわやか上富田まちづくり基金」の次に「及び子育て夢基金」を加える。

附則として、この条例は、令和７年４月１日から施行するとさせていただいております。

次のページに、参考資料として新旧対照表をつけていますので、お目通しのほう、よ

ろしくお願いします。

それでは、９３ページお願いします。

要旨のほうで説明させていただきます。

改正の要旨ですが、本条例第２条第２号に規定する「子どもたちの健全な育成と安心安全なまちづくりに資する事業」これに充てるための寄付金を、新たに設置する「子育て夢基金」として活用するため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございます。第３条中「さわやか上富田まちづくり基金」の次に「及び子育て夢基金」を加えるであります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松井孝恵）

振興課副課長、山根康生君。

○振興課副課長（山根康生）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第１９号から議案第２１号までご説明いたします。

９４ページをお願いいたします。

議案第１９号、上富田町水源かん養基金条例を廃止する条例。

上富田町水源かん養基金条例を別紙のように廃止する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

森林環境譲与税活用基金の設置に伴い、水源涵養の推進が達成されるため、本条例を廃止するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町水源かん養基金条例を廃止する条例（案）。

上富田町水源かん養基金条例の廃止。

上富田町水源かん養基金条例は廃止する。

附則で、この条例は、令和７年３月３１日から施行するとしております。

次のページをお願いいたします。

１、廃止の趣旨としまして、本条例は水源涵養の推進を図るため制定したものでありますが、森林環境譲与税活用基金の設置に伴い、水源涵養の推進が達成されるため、本条例を廃止するものであります。

２、施行期日を、令和７年３月３１日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次の９７ページをお願いいたします。

議案第２０号、上富田町農業振興地域整備促進協議会条例を廃止する条例。

上富田町農業振興地域整備促進協議会条例を別紙のように廃止する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

農業振興地域整備促進協議会の設置が不要となったため、本条例を廃止するものでございます。

次のページをお願いします。

上富田町農業振興地域整備促進協議会条例を廃止する条例（案）。

上富田町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止。

上富田町農業振興地域整備促進協議会条例は、廃止する。

附則で、この条例は、令和７年４月１日から施行するとしております。

次のページをお願いします。

廃止の趣旨でございます。

本条例は、農業振興地域の整備に関する法律施行令の規定による意見の聴取を行うため、いわゆる農業振興地域の除外や編入を行うための協議会です。この協議会は農業振興地域の整備に関する法律に基づくガイドラインに基づいて制定したものでありますが、農業振興地域整備促進協議会の設置に関する記載が今回削除され、協議会が設置不要となったため、本条例を廃止するものであります。

施行期日を、令和７年４月１日から施行するとしてございます。

次のページをお願いします。

議案第２１号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

上富田町農業振興地域整備促進協議会の廃止に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表第１農業振興地域整備促進協議会会長の項、農業振興地域整備促進協議会副会長の項及び農業振興地域整備促進協議会委員の項を削る。

附則で、この条例は、令和７年４月１日から施行するとしております。

参考資料としまして、次に新旧対照表を添付してございます。

次のページをお願いします。

１、改正の趣旨でございます。議案第２０号でご説明いたしました上富田町農業振興地域整備促進協議会の廃止に伴い、報酬の額を定める「別表第１」から協議会会長等の規定を削る必要があったため、所要の改正を行うものであります。

２、改正の内容としまして、報酬の額を定める「別表第１」中、「農業振興地域整備促進協議会会長　年１万３，５００円」、「農業振興地域整備促進協議会副会長　年１万１，５００円」、「農業振興地域整備促進協議会委員　年１万１，５００円」を削るものであります。

３、施行期日を、令和７年４月１日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

建設課副課長、樫本貴寿君。

○建設課副課長（樫本貴寿）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第２２号と議案第２３号についてご説明申し上げます。

１０４ページをお願いいたします。

議案第２２号、上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例。

上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

道路の構造の一般的技術的基準を定めた道路構造令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正。

上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、１０７ページまでが条例改正の案文でございます。

次の１０８ページから１１３ページに、参考資料としまして新旧対照表を添付しておりますので、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

改正内容につきまして、改正の要旨に沿って説明させていただきますので、１１４ペ

ージをお願いいたします。

上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正の要旨でございます。

１、改正の趣旨としまして、道路の構造の一般的技術的基準を定めた道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯の設置に関する基準を新たに定めるとともに、自転車道の設置に関する基準を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

２、主な改正の内容です。

（１）自転車通行帯の新設としまして、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」を新たに規定し、「自転車通行帯」の設置要件を規定しております。また「自転車通行帯」の幅員は、道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯と同様の原則１．５メートル以上とし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては１メートルまで縮小できることとしております。

（２）自転車道の設置要件の追加としまして、自転車道の設置要件として、「設計速度が１時間につき６０キロメートル以上であるもの」を追加するものであります。

３、施行期日を、公布の日から施行するとしてございます。

また、１０７ページの附則第２項では、経過措置を定めてございます。

補足説明としまして、当町では政令である道路構造令を参酌し、平成２５年３月に本条例の制定を行い、町道の構造の技術的基準を規定しております。このたび、道路構造令の一部改正により、本条例においても道路構造令に準じ改正を行うものであります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第２３号についてご説明申し上げます。

１１５ページをお願いいたします。

議案第２３号、上富田町河川環境整備基金条例を廃止する条例。

上富田町河川環境整備基金条例を別紙のように廃止する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

富田川河床整備事業の完了に伴い、上富田町河川環境整備基金を廃止するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町河川環境整備基金条例を廃止する条例（案）でございます。

上富田町河川環境整備基金条例の廃止。

上富田町河川環境整備基金条例は、廃止する。

附則です。この条例は、令和７年３月３１日から施行するとしてございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町河川環境整備基金条例の廃止の要旨でございます。

１、廃止の趣旨としまして、本条例につきましては、平成２３年９月に発生いたしました紀伊半島大水害により、富田川などの河川に大量の土砂や砂利が流れ込んだため、平成２４年度より県の許可を得て富田川の河床整備を開始したことから制定したものであります。

このしゅんせつした土砂には砂利が多く含まれているため、生コンクリート用の骨材として売却し基金へ積み立てていましたが、令和３年度に河床整備事業が完了しましたので、今回、本条例を廃止するものであります。

２、施行期日を、令和７年３月３１日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

教育委員会事務局長、瀬田和哉君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第２４号と議案第２５号についてご説明申し上げます。

１１８ページをお願いします。

議案第２４号、上富田町花いっぱい基金条例を廃止する条例。

上富田町花いっぱい基金条例を別紙のように廃止する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

上富田町花いっぱい基金条例の目的が、さわやか上富田まちづくり基金の目的の範囲内であり、基金の整理を図るため、本案を提出する。

１１９ページをお願いします。

上富田町花いっぱい基金条例を廃止する条例（案）。

上富田町花いっぱい基金条例の廃止。

上富田町花いっぱい基金条例は廃止する。

１２０ページ、参考資料、上富田町花いっぱい基金条例の廃止の要旨をご覧ください。

１、廃止の要旨としましては、条例で説明しましたとおり、基金の整理を図るため、本条例を廃止するものでございます。

２、施行期日としまして、令和７年３月３１日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

続きまして、議案第２５号についてご説明申し上げます。

１２１ページをお願いします。

議案第２５号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

南紀の台公民館の設置に伴い所要の改正を行うため、本案を提出する。

１２２ページをお願いします。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部改正。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正内容でございます。

１２３ページ、１２４ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

改正内容としまして、１２５ページをお願いします。

参考資料としまして、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部改正の要旨でございます。

１、改正の趣旨としまして、南紀の台の公民館の設置に伴い、公民館の種類、名称、位置、対象区域及び運営審議会委員の定員を追加することと、条文の見出し及び引用条文の修正のため、所要の改正を行うとしてございます。

２、改正の内容としましては、地区公民館として、名称に「南紀の台公民館」、位置に「上富田町南紀の台７３番３８号」、対象区域に「南紀の台地区一円」を加え、運営審議会委員の定員数を８名から１０名としてございます。

また、第３条の見出し「（設置）」を「（公民館の種類）」に修正。第４条の見出し「（名称、位置及び設置区域）」を「（公民館の名称、位置及び対象区域）」に修正し、第３条及び第４条の条文にある公民館の種類、設置数、名称、位置及び対象区域について該当見出しに合わせ修正を行ってございます。また、第３条にあった引用条文「公民館の設置及び運営に関する基準第２条」について削除し、第４条中の引用条文に追加修正するとしてございます。

３、施行期日としまして、令和７年４月１日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

上下水道課長、谷本誠君。

○上下水道課長（谷本　誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第２６号についてご説明いたします。

１２６ページをお願いします。

議案第２６号、上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正するため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正する。

以降が、改正案文でございます。

改正の内容につきましては、改正の要旨に沿って説明させていただきますので、１３５ページをお願いします。

１、改正の趣旨としましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が令和６年３月に公布され、これにより、水道の整備・管理行政が国土交通省に移管されることに併せて、水道法施行令及び水道法施行規則に規定された布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたため、本条例についても両資格要件について所要の改正を行うものであります。

２、改正の内容につきましては、国により、布設工事監督者や水道技術管理者の対象範囲を広げる要件緩和が行われたことに基づき、第３条に規定する布設工事監督者の資格要件及び第４条に規定する水道技術管理者の資格要件について、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程の追加や、技術上の実務経験年数の見直し等が行われたため改正するものであります。

具体的な布設工事監督者の改正内容について説明させていただきますので、次のページをお願いします。

この布設工事監督者とは、水道法に基づいて定められているもので、水道の布設工事

や水道施設工事において技術上の監督業務を行う者となります。

左側の表が改正前、右側の表が改正後、赤色に着色した部分が改正されたところとなります。

大学や短期大学、高等学校等の学歴及び学科要件につきましては、土木工学科や土木科に、機械工学科や電気工学科等の課程が追加となっています。また、実務経験につきましても、表の年数のとおり、改正前に比べ経験年数が短くなっています。

次に、実務経験のみについては１０年以上から５年以上に、外国の学校では学科目は削除、技術士では実務経験が１年以上から６月以上に改められています。また、土木施工管理に係る１級の技術検定合格者で、実務経験が１年６月以上という資格要件が新たに追加されています。

次に、水道技術管理者の改正内容につきまして説明させていただきますので、次のページをお願いします。

この水道技術管理者につきましても、水道法に基づいて定められているもので、水道事業における水質等の基準の遵守や給水の判断など、技術用の事務に係る責任者となります。改正の内容につきましては、改正前にはありました布設工事監督者たる資格を有する者については、改正後は削除となります。

次に、大学や短期大学、高等学校等の学歴及び学科要件につきましては、土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程、次に、工学、理学、農学、医学、薬学、またはこれらに相当する課程、また、工学、理学、農学、医学、薬学以外と３つに分類され、実務経験につきましても、表の年数のとおり改正前に比べ経験年数が短くなっています。

次に、実務経験のみについては１０年以上から５年以上に、外国の学校では学科目は削除されています。また、技術士で実務経験が６月以上、土木施工管理に係る１級の技術検定合格者で実務経験が１年６月以上という資格要件が新たに追加されています。

以上が、布設工事監督者と水道技術管理者の改正内容となります。

恐れ入りますが、再度、１３５ページの改正の要旨をお願いします。

３の施行期日につきましては、令和７年４月１日から施行するとしております。

また、参考資料としまして、１３１ページから１３４ページに新旧対照表を添付しておりますので、恐れ入りますが、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（松井孝恵）

１０時３０分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時１３分

再開　午前１０時２８分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

引き続き提案理由の説明を求めます。

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第２７号についてご説明いたします。

１３８ページをお願いいたします。

議案第２７号、令和６年度上富田町一般会計補正予算（第７号）。

令和６年度上富田町の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入支出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５，４７８万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９１億７，０１２万５，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第２条、地方債の変更、廃止は、「第２表　地方債補正」による。

繰越明許費。

第３条、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費」による。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第１表　歳入歳出予算補正」。

歳入です。

１款町税では、補正前の額から７，７００万円を減額し、１９億５，１４７万５，０００円と定めております。

２款地方譲与税では、補正前の額に１８８万６，０００円を追加。

１４款使用料及び手数料では、補正前の額から１７１万円を減額。

１５款国庫支出金では、補正前の額から７，４２１万７，０００円を減額。

１６款県支出金では、補正前の額から２，８７２万１，０００円を減額。

１８款寄付金では、補正前の額に１億６，５４０万円を追加。

１９款繰入金では、補正前の額に２億１，３６６万円を追加。

２１款諸収入では、補正前の額から１，０９１万５，０００円を減額。

２２款町債では、補正前の額から１億３，３６０万円を減額。

以上、歳入合計では、補正前の額に５，４７８万３，０００円を追加し、９１億７，０１２万５，０００円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

１款議会費では、補正前の額から２２２万１，０００円を減額し、８，７１８万５，０００円と定めております。

２款総務費では、補正前の額に２億５，３２５万５，０００円を追加。

３款民生費では、補正前の額から３，５９５万４，０００円を減額。

４款衛生費では、補正前の額から５，０６６万２，０００円を減額。

５款農林水産業費では、補正前の額に９２９万３，０００円を追加。

６款商工費では、補正前の額に１５４万２，０００円を追加。

７款土木費では、補正前の額から３，４８５万円を減額。

次のページをお願いいたします。

８款消防費では、補正前の額から１５万１，０００円を減額。

９款教育費では、補正前の額から８，５４６万９，０００円を減額。

１０款災害復旧費につきましては、増減ございません。

以上、歳出合計では、補正前の額に５，４７８万３，０００円を追加し、９１億７，０１２万５，０００円と定めております。

次のページをお願いいたします。

「第２表　地方債補正」。

変更が５件、廃止が２件ございます。変更につきましては、事業実績、決算見込み等に合わせて減額を、廃止につきましては、決算見込みを踏まえ将来負担を軽減すべく、起債から一般財源へと財源を変更するものでございます。

変更です。

４、消防施設整備事業では、補正前の額から３０万円を減額し、限度額を３，３６０万円と定めております。

５、公民館整備事業では、補正前の額から２，９３０万円を減額し２億７，５７０万円。

７、防災対策事業では、補正前の額から５０万円を減額し２，６５０万円。

８、学校施設整備事業では、補正前の額から５，０００万円を減額し２億４，０００万円。

９、公共土木施設災害復旧事業では、補正前の額から２０万円を減額し１４０万円と定めております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

次のページをお願いいたします。

廃止でございます。

２、福祉施設整備事業、限度額９６０万円。

３、道路橋梁等整備事業、限度額４，３７０万円を廃止としてございます。

次のページをお願いいたします。

「第３表　繰越明許費」でございます。

こちらは年度内に事業が完成しなかったため、令和７年度への繰越しを行うものでございます。

「第３表　繰越明許費」。

６款商工費、１項商工費、かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業６，３２０万円。

７款土木費、２項道路橋梁費、道路メンテナンス事業では１，３００万円、防災・安全交付金事業では２，５７０万円。

９款教育費、２項小学校費、屋内運動場空調設備設置事業では１億１，２５０万円とそれぞれ定め、合計では２億１，４４０万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括につきましては、このページから１４７ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、１６０ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、実績が確定したものや決算見込みにより減額するものが主なものとなりますので、これらにつきましては説明を省略させていただき、追加補正に係る主なものにつきましてご説明いたします。

３、歳出。

１款議会費、１項議会費では、補正前の額から２２２万１，０００円を減額。

２款総務費、１項総務管理費では、補正前の額に２億６，１８５万１，０００円を追加。

次のページをお願いいたします。

こちら５目財務管理費、２４節積立金では、小集落改良住宅基金への積立金として１，

５００万円を措置してございます。

また１０目企画費、７節報償費から１１節役務費につきましては、ふるさと納税の増額に伴う必要経費を措置。１８節負担金、補助及び交付金につきましては、企業版ふるさと納税を財源とし、上富田町スポーツクラブ育成プロジェクト補助金として３００万円を追加措置。２４節積立金につきましては、ふるさと納税、企業版ふるさと納税分を積み立てるものでございます。

次のページをお願いいたします。

２項徴税費では、補正前の額から５７５万９，０００円を減額。

４項選挙費では、補正前の額から２６１万７，０００円を減額。

次のページをお願いいたします。

６項監査委員費では、補正前の額から２２万円を減額。

３款民生費にいきまして、１項社会福祉費では、補正前の額から４，２８０万１，０００円を減額。

次のページをお願いいたします。

３項児童福祉費では、補正前の額に３，０４６万９，０００円を追加。

１目児童福祉総務費、１８節負担金、補助及び交付金では、認定こども園等一時預かり負担金につきましては実績見込みにより、また、子供のための教育・保育給付費負担金につきましては、令和６年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の人件費改定や、処遇改善加算等の追加によるものでございます。また、病児保育事業負担金につきましては、広域実施の病児保育事業に係る予約システムの導入及び利用実績見込みにより、それぞれ追加措置をしてございます。

２目の児童福祉医療費につきましては、子ども医療費の支出のうち、県補助対象となる小学生未満の乳幼児医療費の実績見込みによる減額分を一般財源へと財源更正するものでございます。

また、６目の学童保育費にいきまして、子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正による増額及び令和６年度運営実績見込み及び職員配置等に係る加算額として２４０万円を追加措置してございます。

次のページをお願いいたします。

４項保険年金費では、補正前の額から２，２４７万３，０００円を減額。

５項老人福祉費では、補正前の額から１１４万９，０００円を減額。

４款衛生費にいきまして、１項保健衛生費では補正前の額から２，４７１万５，０００円を減額。

１目保健衛生総務費、１８節負担金、補助及び交付金では、新型コロナウイルスワク

チン接種事業に係る国からの健康被害救済給付金を給付するもので１５７万５，０００円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

２項清掃費では、補正前の額から２，５９４万７，０００円を減額。

５款農林水産業費にいきまして、１項農業費では補正前の額に７０５万６，０００円を追加。

３目農業振興費、１８節負担金、補助及び交付金、有害鳥獣捕獲事業補助金では、当初見込んでいた捕獲頭数より実際の捕獲頭数が多くなったため、国に対し追加要望を行っていましたが、追加予算が認められましたので、それに合わせて５３２万６，０００円を追加措置するものでございます。

また、４目農業施設整備事業費、１８節負担金、補助及び交付金では、県事業として実施しております市ノ瀬の杉山池、ジュンサイ池の改修工事につきまして工事費の増額に伴い、町負担割合１５％分として１，０５０万円を追加措置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

２項林業費では、補正前の額に２２３万７，０００円を追加。

２目林業振興費、２４節積立金につきましては、森林環境譲与税の増加と、１２節委託料の減額措置など事業執行残額を積立金として計上するもので、３７０万円を追加措置してございます。

６款商工費にいきまして、１項商工費では、補正前の額に１５４万２，０００円を追加。

２目観光振興費、１２節委託料では、企業版ふるさと納税を財源とし、スポーツ観光促進事業委託料について１２０万円を追加措置してございます。

７款土木費にいきまして、１項土木管理費では、補正前の額から３４５万６，０００円を減額。

２項道路橋梁費では、補正前の額から４４６万１，０００円を減額。

次のページをお願いいたします。

３項河川費では、補正前の額から４０万円を減額。

４項都市計画費では、補正前の額から３５２万４，０００円を減額。

５項住宅費では、補正前の額から２３７万７，０００円を減額。

次のページをお願いいたします。

６項地籍調査費では、補正前の額から２，０６３万２，０００円を減額。

８款消防費にいきまして、１項消防費では補正前の額から１５万１，０００円を減額。

９款教育費にいきまして、２項小学校費では補正前の額から４，７５４万円を減額。

次のページをお願いいたします。

３項中学校費では、補正前の額から２６４万４，０００円を減額。

次のページをお願いいたします。

４項学校給食費では、補正前の額から２６３万９，０００円を減額。

５項社会教育費では、補正前の額から３，２６２万８，０００円を減額。

次のページにいきまして、７目の文化会館費、１０節需用費では、文化会館の貸館増加の影響により光熱水費１６０万円を追加措置してございます。

次のページをお願いいたします。

６項保健体育費では、補正前の額から１万８，０００円を減額。

１０款災害復旧費、２項公共土木施設災害復旧費は、増減なしでございます。財源更正のみでございます。

次のページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

歳入内訳についてご説明いたしますので、１４８ページにお戻りください。

２、歳入。

１款町税、１項町民税では補正前の額から７，７００万円を減額してございます。こちらは、定額減税の影響により７，７００万円の減額措置をしております。

２款地方譲与税、３項森林環境譲与税では、補正前の額に１８８万６，０００円を追加。

１４款使用料及び手数料、１項使用料では、補正前の額から１７０万６，０００円を減額。

２項手数料では、補正前の額から４，０００円を減額。

１５款国庫支出金にいきまして、１項国庫負担金では、補正前の額から２，４０５万９，０００円を減額。

次のページをお願いいたします。

２項国庫補助金では、補正前の額から５，０１５万８，０００円を減額。

次のページをお願いいたします。

１６款県支出金にいきまして、１項県負担金では、補正前の額から１，４５９万８，０００を減額。

次のページをお願いいたします。

２項県補助金では、補正前の額から１，４１２万３，０００円を減額。

１８款寄付金にいきまして、１項寄付金では補正前の額に１億６，５４０万円を追加してございます。こちらにつきましては、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の増額見

込みにより１億６，５４０万円を追加措置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

１９款繰入金、２項基金繰入金では、補正前の額に２億１，５６１万３，０００円を追加してございます。

２目さわやか上富田まちづくり基金繰入金では、主な繰入れ先はふるさと納税に係る記念品代及び手数料となってございます。

また、６目財政調整基金繰入金につきましては、一般財源の不足分を補塡するものになりますが、歳出で説明しました事業の一般財源分のほか、先ほどご説明しました町税７，７００万円分の減額などにより１億６２１万１，０００円を追加措置するものでございます。

３項財産区繰入金では、補正前の額から１９５万３，０００円を減額。

２１款諸収入にいきまして、３項雑入では、補正前の額から１，０９１万５，０００円を減額。

次のページをお願いいたします。

２２款町債にいきまして、１項町債では、補正前の額から１億３，３６０万円を減額。

以上が、今回の補正予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

住民課副課長、笠松由希君。

○住民課副課長（笠松由希）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第２８号及び２９号につきまして説明させていただきます。

１９０ページをお願いいたします。

議案第２８号、令和６年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号）。

令和６年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２，６５１万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９億３，４２７万５，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第１表　歳入歳出予算補正」。

歳入です。

３款県支出金では、補正前の額から１，６４０万円を減額し、１３億３，３３２万３，０００円と定めています。

５款繰入金では、補正前の額から１，０１１万１，０００円を減額。

以上、歳入合計といたしまして、補正前の額から２，６５１万１，０００円を減額し、１９億３，４２７万５，０００円と定めています。

続きまして、歳出です。

１款総務費では、補正前の額に５万円を追加し、５，６７４万６，０００円と定めています。

２款保険給付費では、補正前の額から２，４４０万４，０００円を減額。

３款国民健康保険事業費納付金につきましては、補正はございません。

４款保険事業費では、補正前の額から２１５万７，０００円を減額。

以上、歳出合計といたしまして、補正前の額から２，６５１万１，０００円を減額し、１９億３，４２７万５，０００円と定めています。

次のページをお願いいたします。

１９２ページから１９４ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

１９５、１９６ページをお願いいたします。

２、歳入です。

３款県支出金、１項県補助金、１目保険給付費等交付金では１，６４０万円を減額。

５款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金では１，９５３万３，０００円を減額。

５款繰入金、２項基金繰入金、１目国民健康保険基金繰入金では９４２万２，０００円を追加。

１９７、１９８ページをお願いいたします。

３、歳出です。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では５万円を追加。

２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費では２，０００万円を減額。

３目一般被保険者療養費では２００万円を減額。

２款保険給付費、４項出産育児諸費、１目出産育児一時金では２４０万３，０００円を減額。

２目審査支払手数料では１，０００円を減額。

３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分から１９９、２００ページをお願いいたします。

同じく３款、３項介護納付金分までにつきましては、財源内訳の変更となります。

４款保健事業費、１項保健事業費、１目保健衛生普及費では２０５万７，０００円を減額。

２０１、２０２ページをお願いいたします。

４款保健事業費、２項特定健康診査等事業費、１目特定健康診査等事業費では１０万円を減額。

全体といたしまして、決算見込みによる減額補正となります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第２９号につきまして説明させていただきます。

２０３ページをお願いいたします。

議案第２９号、令和６年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第３号）。

令和６年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ４２１万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億９，１６４万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第１表　歳入歳出予算補正」。

歳入です。

１款保険料では、補正前の額から３７７万８，０００円を減額し、１億５，５５０万４，０００円と定めています。

３款繰入金では、補正前の額から４４万円を減額。

以上、歳入合計といたしまして、補正前の額から４２１万８，０００円を減額し、３億９，１６４万円と定めています。

続きまして、歳出です。

１款総務費では、補正前の額から４４万円を減額し、９５３万２，０００円と定めています。

２款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額から３７７万８，０００円を減額。

以上、歳出合計といたしまして、補正前の額から４２１万８，０００円を減額し、３億９，１６４万円と定めています。

次のページをお願いいたします。

２０５ページから２０７ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

２０８、２０９ページをお願いいたします。

２、歳入です。

１款保険料、１項後期高齢者医療保険料、１目後期高齢者医療保険料では３７７万８，０００円を減額。

３款繰入金、１項繰入金、１目一般会計繰入金では４４万円を減額。

２１０、２１１ページをお願いいたします。

３、歳出です。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では３３万円を減額。

１款総務費、２項徴収費、１目徴収費では１１万円を減額。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項後期高齢者医療広域連合納付金、１目後期高齢者医療広域連合納付金では３７７万８，０００円を減額。

決算見込みによる減額補正となります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

建設課長、谷本和久君。

○建設課長（谷本和久）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第３０号についてご説明申し上げます。

２１２ページをお願いいたします。

議案第３０号、令和６年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第４号）。

令和６年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２，０５１万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億３９６万５，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第１表　歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

２款諸収入では補正前の額から２，０５１万円を減額し、２億３８１万９，０００円。

歳入合計では、補正前の額から２，０５１万円を減額し、２億３９６万５，０００円と定めてございます。

歳出でございます。

１款宅地造成費では補正前の額から２，０５１万円を減額し、３，０６２万４，０００円。

歳出合計では、補正前の額から２，０５１万円を減額し、２億３９６万５，０００円と定めてございます。

次の２１４ページから２１６ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

２１７ページ、２１８ページをお願いします。

２、歳入です。

２款諸収入、１項収益事業収入及び雑入、１目宅地造成事業収入、補正前の額から２，０５１万円を減額し、２億１６５万７，０００円。

計としまして、補正前の額から２，０５１万円を減額し、２億３８１万９，０００円と定めてございます。

３、歳出です。

１款宅地造成費、１項宅地造成管理費、１目宅地造成事業費、補正前の額から２，０５１万円を減額し、３，０６２万４，０００円。決算見込みによる減額補正でございます。

計としまして、補正前の額から２，０５１万円を減額し、３，０６２万４，０００円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

教育委員会副局長、吉田忠弘君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第３１号についてご説明申し上げます。

２１９ページをお願いいたします。

議案第３１号、令和６年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第１号）。

令和６年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ８８万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５４万９，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第１表　歳入算出予算補正」。

歳入です。

２款繰越金では、補正前の額から１，０００円を減額。

３款諸収入では、補正前の額から６万１，０００円を減額。

４款繰入金では、補正前の額から８２万２，０００円を減額。

以上、歳入合計では、補正前の額から８８万４，０００円を減額し、４５４万９，０００円と定めてございます。

続いて、歳出です。

１款総務費では、補正前の額から８８万４，０００円を減額。

歳出合計では、補正前の額から８８万４，０００円を減額し、４５４万９，０００円と定めてございます。

次の２２１ページから２２３ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

２２４、２２５ページをお願いいたします。

２、歳入です。

２款繰越金、１項繰越金、１目繰越金では１，０００円を減額。

３款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、１目延滞金では１，０００円を減額。

２項貸付金元利収入、１目奨学事業貸付金元利収入では６万円を減額。こちらは令和６年４月分から奨学貸付金の償還期間の変更、残存期間に２を乗じた期間の申請による減額となってございます。

４款繰入金、１項基金繰入金、１目奨学基金繰入金では８２万２，０００円を減額。

２２６ページ、２２７ページをお願いいたします。

３、歳出です。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では、補正前の額から８８万４，０００円を減額。主な内訳ですが、２０節貸付金、奨学貸付金について、当初の見込みより貸付件数が少なかったため減額しております。

２４節積立金では、貸付金の減額による余剰金を基金に積み立てるものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第３２号についてご説明いたします。

２３０ページをお願いいたします。

議案第３２号、令和７年度上富田町一般会計予算。

令和７年度上富田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９１億３，６００万円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

地方債。

第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

一時借入金。

第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２０億円と定める。

歳出予算の流用。

第５条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第１表　歳入歳出予算」でございます。

第１表につきましては、歳入歳出それぞれ款の金額のみを読み上げます。項の金額につきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

歳入です。

１款町税では２０億６，９５８万４，０００円と定めております。

２款地方譲与税では７，７０７万６，０００円。

３款利子割交付金では１００万円。

４款配当割交付金では１，３００万円。

５款株式等譲渡所得割交付金では１，０００万円。

６款法人事業税交付金では２，０００万円。

７款地方消費税交付金では３億５，０００万円。

８款ゴルフ場利用税交付金では１，０００万円。

９款環境性能割交付金では９００万円。

１０款地方特例交付金では２，５００万円。

１１款地方交付税では２１億９，０００万円。

１２款交通安全対策特別交付金では１００万円。

１３款分担金及び負担金では１，０３９万８，０００円。

１４款使用料及び手数料では１億１，１７０万２，０００円。

１５款国庫支出金では１１億３，９４８万円。

１６款県支出金では８億６７５万７，０００円。

１７款財産収入では３，３４２万６，０００円。

１８款寄付金では５億１０万円。

１９款繰入金では１１億３，３５４万７，０００円。

次のページをお願いいたします。

２０款繰越金では１，０００万円。

２１款諸収入では１億４，２４３万円。

２２款町債では４億７，２５０万円。

以上、歳入合計では、９１億３，６００万円と定めてございます。

歳出です。

１款議会費では９，６７５万円と定めております。

２款総務費では２１億２，３４２万６，０００円。

３款民生費では３１億５，８０２万１，０００円。

４款衛生費では８億７，７０３万６，０００円。

５款農林水産業費では２億６，９４４万９，０００円。

６款商工費では１億６，０８２万３，０００円。

７款土木費では５億１，１４６万７，０００円。

次のページをお願いいたします。

８款消防費では４億３，９４２万９，０００円。

９款教育費では８億９，７１１万９，０００円。

１０款災害復旧費では５１０万円。

１１款公債費では５億８，７３８万円。

１２款予備費では１，０００万円。

以上、歳出合計では９１億３，６００万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

「第２表　債務負担行為」です。

こちらは、令和３年度から開始された裁判に係る債務負担行為となります。令和３年度におきまして、期間を令和６年度までとして債務負担行為を承認いただいておりましたが、裁判の進捗、相手方の控訴により期間が延長となったため、改めて債務負担行為の承認を求めるものでございます。

事項、事件番号　令和３年（ワ）第８１６５号不当利得返還請求事件に係る代理人に要する費用。

期間、事件が完結するまでの間。

限度額、不当利得返還請求事件に係る代理人委任契約による額。

次のページをお願いいたします。

「第３表　地方債」でございます。

１、庁舎整備事業では、限度額を１億２，０００万円と定めております。

２、こども・子育て支援事業では、限度額を５，８５０万円。

３、災害援護資金では、限度額を３５０万円。

４、道路橋梁整備事業では、限度額を１，３００万円。

５、消防施設整備事業では、限度額を２億２，０３０万円。

６、学校教育施設整備事業では、限度額を５，７２０万円とし、以上合計では、限度額を４億７，２５０万円と定めております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しいただきますようお願いいたします。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書、１、総括以降、最後のページ４０２ページ

までは、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上が今回の予算の内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

住民課副課長、笠松由希君。

○住民課副課長（笠松由希）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第３３号及び３４号につきまして説明させていただきます。

４０３ページをお願いいたします。

議案第３３号、令和７年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

令和７年度上富田町の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１９億９３５万６，０００円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２億円と定める。

歳出予算の流用。

第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

２号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第１表　歳入歳出予算」。

歳入です。

１款国民健康保険税では３億８，５５９万１，０００円と定めています。

２款使用料及び手数料では１万円。

３款県支出金では１３億１，７４４万１，０００円。

４款財産収入では２０万９，０００円。

５款繰入金では２億８万５，０００円。

６款繰越金では１万円。

７款諸収入では６０１万円。

以上、歳入合計といたしまして、１９億９３５万６，０００円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

１款総務費では５，３６９万４，０００円と定めています。

２款保険給付費では１２億８，２０５万７，０００円。

３款国民健康保険事業費納付金では５億３，５６５万６，０００円。

４款保健事業費では３，３９９万円。

５款基金積立金では２０万９，０００円。

６款公債費では７５万円。

７款諸支出金では２００万円。

次のページをお願いいたします。

８款予備費では１００万円。

以上、歳出合計といたしまして、１９億９３５万６，０００円と定めています。

次の４０７ページ、歳入歳出予算事項別明細書、１、総括から最終４３５ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第３４号につきまして説明させていただきます。

４３６ページをお願いいたします。

議案第３４号、令和７年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

令和７年度上富田町の特別会計後期高齢者医療の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億８，９８９万２，０００円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５，０００万円と定める。

歳出予算の流用。

第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第１表　歳入歳出予算」。

歳入です。

１款保険料では１億６，４０６万８，０００円と定めています。

２款使用料及び手数料では１，０００円。

３款繰入金では２億２，４３１万１，０００円。

４款繰越金では１万円。

５款諸収入では１５０万２，０００円。

以上、歳入合計といたしまして、３億８，９８９万２，０００円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

１款総務費では１，０２７万円と定めています。

２款後期高齢者医療広域連合納付金では３億７，５６３万６，０００円。

３款保健事業費では３６９万８，０００円。

４款公債費では１８万８，０００円。

５款諸支出金では１０万円。

以上、歳出合計といたしまして、３億８，９８９万２，０００円と定めています。

次の４３９ページ、歳入歳出予算事項別明細書、１、総括から最終４５２ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

長寿課課長、宮本真里君。

○長寿課長（宮本真里）

私からは、議案第３５号についてご説明させていただきます。

議案第３５号、令和７年度上富田町特別会計介護保険予算。

令和７年度上富田町の特別会計介護保険の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１７億１，０７２万円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

一時借入金。

第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２億円と定める。

歳出予算の流用。

第４条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

２号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第１表　歳入歳出予算」。

歳入です。

１款保険料では３億３，６６０万円と定めています。

２款使用料及び手数料で１，０００円。

３款国庫支出金で３億９，０４４万円。

４款支払基金交付金で４億３，５３１万円。

５款県支出金で２億３，５１５万９，０００円。

６款財産収入で１４万７，０００円。

７款繰入金で３億１６０万円。

８款繰越金で１万円。

９款諸収入で１，１４５万３，０００円。

歳入合計では、１７億１，０７２万円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

１款総務費では４，９９１万２，０００円と定めています。

２款保険給付費で１５億４，２４２万円。

３款公債費で１５０万円。

４款地域支援事業費で１億１，６２４万１，０００円。

５款諸支出金で５０万円。

６款基金積立金で１４万７，０００円。

歳出合計では、１７億１，０７２万円と定めています。

次のページをお願いします。

「第２表　債務負担行為」です。

介護保険事業計画等策定業務、期間は令和８年までで、限度額を３７４万円と定めています。これは、令和７年度から８年度にかけて高齢者福祉計画第１０期介護保険計画を策定するための債務負担行為となります。

事件番号　令和４年第７号行政処分取消請求事件及び令和４年第４４９号不当利得返還等請求事件に係る代理人に要する費用、期間は事件が完結するまでの間、限度額を行政処分取消請求事件及び不当利得返還等請求事件に係る代理人委任契約による額と定めております。これは、現在係争中の事件につきましての代理人費用となります。

４５７ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、１、総括から最終ページ４８９ページまでは、恐れ入りますが、お目通しくださいますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

建設課長、谷本和久君。

○建設課長（谷本和久）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第３６号についてご説明申し上げます。

４９０ページをお願いいたします。

議案第３６号、令和７年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

令和７年度上富田町の特別会計宅地造成事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８，０５７万円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３，０００万円と定める。

歳出予算の流用。

第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第１表　歳入歳出予算」。

歳入でございます。

１款財産収入で２１万円。

２款諸収入で８，０３５万円。

４款繰越金で１万円。

歳入合計では、８，０５７万円と定めてございます。

歳出でございます。

１款宅地造成費で８，０１２万円。

２款公債費で４５万円。

歳出合計では、８，０５７万円と定めてございます。

４９２ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、１、総括から最終５０３ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

教育委員会副局長、吉田忠弘君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第３７号についてご説明を申し上げます。

５０４ページをお願いいたします。

議案第３７号、令和７年度上富田町特別会計奨学事業予算。

令和７年度上富田町の特別会計奨学事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６５４万円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第１表　歳入歳出予算」。

歳入です。

１款財産収入では２万８，０００円と定めています。

２款繰越金１，０００円。

３款諸収入３７２万１，０００円。

４款繰入金２７９万円。

以上、歳入合計では、６５４万円と定めてございます。

歳出です。

１款総務費６５４万円。

以上、歳出合計では、６５４万円と定めてございます。

なお、次の５０６ページ、歳入歳出予算事項別明細書、１、総括から最終５１３ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをいただきますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（松井孝恵）

税務課長、芝健治君。

○税務課長（芝　健治）

よろしくお願いいたします。

議案第３８号についてご説明いたします。

５１４ページをお願いいたします。

議案第３８号、令和７年度上富田町特別会計朝来財産区予算。

令和７年度上富田町の特別会計朝来財産区の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，１８９万５，０００円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和７年３月４日提出、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第１表　歳入歳出予算」。

歳入でございます。

１款財産収入４２０万４，０００円。

２款繰越金１万円。

３款繰入金７６８万１，０００円。

歳入合計としまして、１，１８９万５，０００円と定めてございます。

歳出でございます。

１款委員会費１８５万１，０００円。

２款総務費１，００４万４，０００円。

歳出合計としまして、１，１８９万５，０００円と定めてございます。

次の５１６ページ、歳入歳出予算事項別明細書、１、総括から最終５２３ページまでは、恐れ入りますが、お目通しのほどどうぞよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

上下水道課長、谷本誠君。

○上下水道課長（谷本　誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第３９号についてご説明申し上げます。

５２４ページをお願いします。

議案第３９号、令和７年度上富田町水道事業会計予算。

総則。

第１条、令和７年度上富田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

１、給水戸数７，５００戸。２、年間総配水量６６４万立方メートル。３、１日平均配水量１万８，１００立方メートル。４、主要な建設改良事業の概要、配水設備改良事業費２億５，６９２万円。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第１款水道事業収益５億５，９３１万１，０００円。第１項営業収入５億１６６万８，０００円。第２項営業外収益５，７６４万１，０００円。第３項特別利益２，０００円。

支出。

第１款水道事業費用５億５，８０８万３，０００円。第１項営業費用５億２，１３８万９，０００円。第２項営業外費用３，３６９万３，０００円。第３項特別損失１，０００円。第４項予備費３００万円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億６，４２６万７，０００円は、過年度分損益勘定留保資金１億７，１１３万９，０００円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２，２９８万１，０００円、減債積立金７，０１４万７，０００円で補塡するものとする。

収入。

第２款資本的収入６，３３０万円。第１項工事負担金４００万円。第２項他会計負担金３０万円。第３項企業債５，９００万円。

支出。

第２款資本的支出３億２，７５６万７，０００円。第１項建設改良費２億５，７４２万円。第２項企業債償還金７，０１４万７，０００円。

次のページをお願いします。

企業債。

第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水設備改良事業費、限度額、５，９００万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

一時借入金。

第６条、一時借入金の限度額は、５億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第８条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費６，１８５万９，０００円。

たな卸資産購入限度額。

第９条、たな卸資産の購入限度額は、１，５００万円と定める。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

なお、５２９ページから最終５５８ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

上下水道課副課長、陸平将史君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくお願いします。

私からは、議案第４０号をご説明いたします。

５５９ページをお願いします。

議案第４０号、令和７年度上富田町下水道事業会計予算。

総則。

第１条、令和７年度上富田町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

１、水洗化戸数２，８００戸。２、年間有収水量７４万６，０００立方メートル。３、一日平均有収水量２，０００立方メートル。４、主要な建設改良事業の概要、処理場改良事業費１，０５０万円。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業費用中委託料及び賃借料６３６万９，０００円の財源に充てるため、企業債６２０万円を借り入れる。

収入。

第１款公共下水道事業収益２億１，２５８万６，０００円。第１項営業収益５，４０２万５，０００円。第２項営業外収益１億５，８５５万９，０００円。第３項特別利益２，０００円。

第２款農業集落排水事業収益２億１０４万８，０００円。第１項営業収益６，３０２万円。第２項営業外収益１億３，８０２万６，０００円。第３項特別利益２，０００円。

次のページをお願いします。

支出。

第１款公共下水道事業費用２億１，２０８万６，０００円。第１項営業費用１億８，８９８万９，０００円。第２項営業外費用２，３０９万６，０００円。第３項特別損失１，０００円。

第２款農業集落排水事業費用２億５４万８，０００円。第１項営業費用１億８，７６９万円。第２項営業外費用１，２８５万７，０００円。第３項特別損失１，０００円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額９，７０５万１，０００円は、過年度分損益勘定留保資金６，０９８万６，０００円、当年度分損益勘定留保資金３，５０２万２，０００円、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額１０４万３，０００円で補塡するものとする。

収入。

第１款公共下水道事業資本的収入６，７７１万円。第１項補助金１，９２３万８，０００円。第２項他会計出資金４，８４７万２，０００円。

第２款農業集落排水事業資本的収入７，５０１万２，０００円。第１項補助金９３９万１，０００円。第２項他会計出資金６，５６２万１，０００円。

次のページをお願いします。

支出。

第１款公共下水道事業資本的支出１億２，５６９万５，０００円。第１項建設改良費３００万円。第２項企業債償還金１億２，２６９万５，０００円。

第２款農業集落排水事業資本的支出１億１，４０７万８，０００円。第１項建設改良費８５０万円。第２項企業債償還金１億５５７万８，０００円。

次のページをお願いします。

企業債。

第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公営企業会計適用債、限度額、６２０万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

一時借入金。

第６条、一時借入金の限度額は、２億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第８条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費１，８５０万７，０００円。

他会計からの補助金。

第９条、下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、１億９，９６１万４，０００円である。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

なお、５６６ページから最終５９７ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（松井孝恵）

建設課副課長、樫本貴寿君。

○建設課副課長（樫本貴寿）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第４１号についてご説明申し上げます。

５９８ページをお願いいたします。

議案第４１号、町道路線の変更について。

別紙のとおり町道路線を変更することについて、議会の議決を求める。

令和７年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

道路法第１０条第２項の規定に基づき、別紙町道路線を変更することについて、同条第３項において準用する第８条第２項の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

町道路線変更調書でございます。

路線番号２０９１、路線名大坊立平線、延長が８０８．９０メートルから７８５．５０メートルに２３．４メートル短縮するものでございます。

次のページからは、参考資料としまして、変更路線調書と変更路線位置図を添付しておりますので、６０２ページの変更路線位置図をお願いいたします。

場所につきましては、岩田地区富田川に架かる岩田橋の右岸側を起点として下流に向けて進み、岡川に架かる甚六橋を渡った所までの路線でありますが、道路メンテナンス事業にて実施しております甚六橋の撤去に伴い、終点位置を甚六橋手前までに変更するため、２３．４メートル短縮するものになります。

なお、参考としまして今回上程いたしました町道路線の変更で２３．４メートルの短縮となり、町道路線総延長としまして２２４．５７キロメートルとなります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

以上をもって日程第３６までの提案理由の説明を終了いたします。

午後１３時３０分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時４９分

再開　午後　１時２７分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

午前中に引き続き会議を開きます。

ここで、報告第３号において吉本議員から質疑のあった件について、総務課より答弁がございます。

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。

午前中にご質疑をいただきました報告第３号の地方公共団体等の職員にフルタイムの会計年度任用職員が含まれるかについてでございますが、地方公共団体等の職員とは、地方公務員法第４条第１項に規定する職員でございますので、一般職に属する全ての地方公務員となり、フルタイムの会計年度任用職員も含まれるということになります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

吉本議員、よろしいですか。

それでは皆さん、お諮りします。

ただいま議題となっております日程第２７　議案第３２号、令和７年度上富田町一般会計予算から日程第３５　議案第４０号、令和７年度上富田町下水道事業会計予算までの９件について、委員会条例第５条の規定に基づき、１１人をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、議案第３２号から議案第４０号については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第３項の規定に基づき、議長を除く全議員を指名いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたしますので、委員会の開催をしていただき、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時２９分

再開　午後　２時２２分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

予算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告をいたします。

委員長に、１番、井渓港斗君、副委員長に、６番、正垣耕平君が就任されました。

委員長はじめ委員の皆さま、ご苦労さまですが、よろしくお願いをいたします。

△延　　会

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

次回は３月１０日、午前９時００分となっておりますので、ご参集を願います。

お疲れさまでした。

延会　午後２時２３分